

農薬登録情報（使用制限のかかるもの）

以下の農薬は、令和元年 10 月 9 日に使用制限となる登録の変更が予定されておりますので、関係機関等へ周知をお願いいたします。

登録番号	農薬名（商品名）	農薬の種類名	製造者名
第11995号	ラビライト水和剤	チオファネートメチル・マンネブ水和剤	日本曹達㈱
第11996号	クミアイラビライト水和剤	チオファネートメチル・マンネブ水和剤	クミアイ化学工業㈱

■変更内容及び変更理由

【変更内容（今回の使用制限変更にかかると部分のみ）】

- ・作物名「りんご」の本剤の使用回数およびマンネブを含む農薬の総使用回数「2回以内」を「1回」に変更する。

【適用表（今回の使用制限変更にかかると部分のみ）】

別紙

【申請者による変更理由】

作物名「りんご」について農薬使用者の強い要望により、使用時期「収穫 60 日前まで」を「収穫 30 日前まで」に短縮し、それに伴いジチオカルバメートの残留農薬基準値を超過しない範囲とするため。

別紙

【適用表（今回の使用制限変更にかかると部分のみ）】

〔変更前〕

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	チオファネートメチルを含む農薬の総使用回数	マンネブを含む農薬の総使用回数
りんご	すす点病 すす斑病 黒点病 炭疽病 うどんこ病 褐斑病 黒星病 斑点落葉病 輪紋病 腐らん病	500～ 600倍	200～ 700L/10a	収穫60日 前まで	2回以内	散布	10回以内 (塗布は3回以内、 灌注は1回以内、 散布は6回以内)	2回以内

〔変更後〕

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	チオファネートメチルを含む農薬の総使用回数	マンネブを含む農薬の総使用回数
りんご	すす点病 すす斑病 黒点病 炭疽病 うどんこ病 褐斑病 黒星病 斑点落葉病 輪紋病 腐らん病	500～ 600倍	200～ 700L/10a	収穫30日 前まで	1回	散布	10回以内 (塗布は3回以内、 灌注は1回以内、 散布は6回以内)	1回